

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

写

専決第7号

処 分 書

令和7年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

新居浜市長 古川拓哉

令和7年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,558,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

